

(仮称) 印西クリーンセンター次期中間処理施設整備運営事業 募集要項に関する質問・意見に対する回答書 (第1回)

1 入札説明書

番号	質問・意見	頁	項目番号等					項目名	内容	回答 (令和5年6月16日)
1	質問	6	第3章	12	(2)	3)		売電収入について	売電収入の帰属先が貴組合であるため、売電契約・販売先選定・単価交渉などについては、貴組合が選定・交渉され契約するものであり、選定・交渉など未定の内容については事業者の提案範囲外と理解してよろしいでしょうか。また、売電に係る事務手続きについても、評価の対象となるものではないとの理解でよろしいでしょうか。	売電に係る事務手続きを事業者業務としていますが、売電に係る組合業務をフォローする提案を妨げるものではありません。優れた提案は評価の対象となります。
2	質問	23	第7章	1	①			特別目的会社の設立	「特別目的会社の本店所在地は関係市町内としなければならない。」とありますが、特別目的会社の本店所在地については、本施設内とさせていただくことは可能でしょうか。	可能です。
3	質問	23	第7章	1	①			特別目的会社の設立	特別目的会社の本店所在地は、本施設用地とさせて頂いて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	質問	4/5	添付資料	3	3	(3)	1)	添付資料-3 物価変動に基づく改定方法	「当該支払い年度の改定を行う月(以下、「改定月」という。)から直近一年間の平均値を用いて…」とありますが、実際の改定月を何月に設定されるのか、想定されていたらご教示頂けますでしょうか。	年度平均物価指数の公表時期を考慮し、協議のうえ決定します。
5	質問	4/5	添付資料	3	3	(3)	4)	添付資料-3 物価変動に基づく改定方法	「本事業の入札参加者が表3に示す指標以外の指標を用いることが適当と考える場合、提案書に当該指標と合理的根拠を記載することにより、落札者決定後の協議において組合とその妥当性について協議を行うことができる。」とあります。この当該指標と合理的根拠を記載する場合は、提出を求められている様式の中には明記する欄がございませんので、自由書式にてご提示するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	質問	2/7	添付資料	4	1	(3)	5)	運営維持管理業務委託費の減額に関する基本的考え方	「軽微な不履行については直ちに減額するのではなく」との記載がありますが、軽微な不履行とは、2.(2)1)項のなお書き(3/7ページ中段)にて示されているとおり、例えば停止基準を逸脱した場合については「停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微」なもので、「その原因および改善策が自明である場合」を指すものであり、本項に示すとおり「特別目的会社が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決できる」ものと理解してよろしいでしょうか。	「なお、停止基準を逸脱した理由が測定機器の誤動作等の軽微で・・・」は、簡略化した手続きの対象例を示したものです。軽微な不履行は、特別目的会社が自ら改善措置をとり、一定の改善期間の中で速やかに解決することができる不履行を指します。
7	質問	3/7	添付資料	4	2	(2)	2)	減額の算定方法	減額の算定方法が定められておりますが、同項(2)1)のなお書きにて「停止基準を逸脱した場合が測定機器の誤動作等の軽微で、その原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続きが可能」とあります。これが適用された場合には、減額は適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。添付資料-4は、減額措置を記述していますが、不履行の早期解決を目的としたもので、懲罰的な考えを示したものではありません。
8	質問	6/7	添付資料	4	4			地元発注金額について (設計・建設業務)	事業提案書で提案する地元発注金額は、様式6-6地元貢献においてご提案するものと理解してよろしいでしょうか。また、企業名や発注内容等の項目は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	質問	7/7	添付資料	4	5			地元発注金額について (運営維持管理業務)	事業提案書で提案する地元発注金額は、様式6-6地元貢献においてご提案するものと理解してよろしいでしょうか。また、企業名や発注内容等の項目は事業者提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	質問	6/7 7/7	添付資料	4	4 5			地元発注金額について (設計・建設業務) 地元発注金額について (運営維持管理業務)	地元企業(元請)から地元企業(下請)へ発注する場合は、元請の発注予定金額から下請への発注予定金額を差し引いて計上する(発注予定額の重複は認められない)。との理解でよろしいでしょうか。また各種資機材の調達や物品・役務の調達等、全ての範囲について同様に二重の計上は出来ないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	意見							募集要項に関する質問回答後の再質問	回答に対して新たな質疑が生じた場合は、質問メールを受け付けて頂き回答は貴組合のホームページで公表頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、再質問についても令和5年6月30日(金)17:00までの提出をお願いします。